

屋外広告物等許可期間更新申請書

令和 年 月 日

（あて先）入間市長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話

次のとおり屋外広告物等の許可期間の更新を受けたいので、埼玉県屋外広告物条例第11条第3項の規定により申請します。

更新の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
現在の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
現在の許可の番号	年 月 日付け 第 号	
※受付年月日	※算定手数料 (数量) (単価) 円 × = (合計) 円	※ 第 号 令和 年 月 日 申請者 様 入間市長 印 令和 年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等の許可の期間の更新については、埼玉県屋外広告物条例第11条第3項の規定により、申請のとおり（次の条件を付して）許可する（しない）。 条件※

注1 埼玉県屋外広告物条例施行規則第2条の2を順守すること。

- 2 前回の許可期間内に変更改造許可申請を行っている場合は、その時の許可日と許可番号を併記すること。
- 3 ※印の欄には記入しないこと。

(添付書類)

- ・ 案内図、周囲の状況の図面又は写真
- ・ 自主点検結果確認書
- ・ 所有者等の借用承諾書等
- ・ 委任状
- ・ その他（必要に応じて）

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に入間市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、入間市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において入間市を代表する者は、入間市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。